

# 令和6(2024)年度「SNSを活用した相談事業」に係る業務委託仕様書

この仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和6(2024)年度「SNSを活用した相談事業」に係る業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

## 1 目的

学校や家庭で悩み等を抱える生徒に対して、SNS（LINE）を活用した相談体制を構築し、生徒の相談に係る多様な選択肢を用意することで、教育相談体制の充実を図り、問題の深刻化を未然に防止することを目的とし、SNSによる相談業務・通信ログの分析等を専門業者に委託する。

## 2 委託期間

契約締結日から令和7(2025)年3月31日まで

## 3 提案上限価格 6,172,100円（消費税額及び地方消費税額を含む）

## 4 委託業務

(1) 委託業務の実施場所は、乙の事業所等とする。

(2) 相談業務の対象は、市町立中学校及び義務教育学校（後期課程）154校、県立学校（附属中学校、高等学校、特別支援学校中学部・高等部）87校、宇都宮大学共同教育学部附属中学校・特別支援学校2校、私立中学校・高等学校16校、私立中学校及び中等教育学校8校に在籍する生徒等とする（約111,500人）。

(3) 委託業務の内容

ア システムの構築

LINEによる相談システムを構築する。

イ 周知用資材の作成、送付

○ 実施期間やQRコード等を示した周知用カード（名刺サイズ・カラー）を作成し、乙が各学校に送付する。令和6年4月22日（月）に全対象校（約111,500部 250か所）に送付する。配送等に係る費用は乙の負担とする。

○ 乙は、相談対象者に十分周知が図れるよう、周知方法を提案する。

ウ 相談員の配置

○ 対象者に適切かつ効果的な相談を行える人員数を配置し、必要なスキルを身に付けられるよう研修を実施する。

○ 相談員に助言できる十分なスキルを有する相談業務責任者（スーパーバイザー）と連絡調整や報告等を円滑に行えるよう業務責任者を配置する。

エ 相談業務

○ 業務遂行に必要な設備（アカウント等を含む）は、乙が準備する。ただし、LINEアカウントの申請は甲が行う。

○ LINE相談実施期間は次のとおり設定する。

令和6(2024)年4月27日（土）から令和7(2025)年3月31日（月）までの期間、毎週日曜日に相談日を設け、相談時間は19時から21時までの2時間とする。

- 乙の提案により、相談開始直後、9月1日前後等に連続した相談期間を可能な限り、設定する。
- アカウントを登録した者に対して、相談開始日時等をLINEのメッセージ等を利用して周知する。
- 相談内容に自殺をほのめかす等の表現があり、相談業務責任者（スーパーバイザー）が緊急を要すると判断した場合は、乙は甲が示す警察等の機関に早急に通報するとともに、甲に報告する。

#### オ 集計・分析

乙は相談内容や通信ログ（登録数、アクセス数、相談対応数・時間、性別等）の集計・分析を行い、その結果をExcelデータ及び紙媒体で甲に報告する。

### 5 報告

乙は、業務完了後、業務完了報告書（様式任意）を甲に提出する。

### 6 その他

- (1) この仕様書に定めていない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項について、乙は、契約金額の範囲内で実施することとする。
- (2) この仕様書の「4 委託業務」にかかわらず、乙の提案内容が、業務遂行に当たり優れたものである場合は、甲と協議の上、採用することとする。
- (3) 委託業務により新たに生じた著作権については、すべて栃木県教育委員会に帰属する。
- (4) 甲から乙への委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。